

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	トレーディア株式会社
【英訳名】	TRADIA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 古郡 勝英
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通一丁目2番22号
【電話番号】	078(391)7170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 山下 修一
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通一丁目2番22号
【電話番号】	078(391)7170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 山下 修一
【縦覧に供する場所】	トレーディア株式会社 京浜支店 (東京都港区海岸一丁目15番1号 スズエベイディウム8階) トレーディア株式会社 名古屋支店 (名古屋市港区入船二丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金50円（普通配当30円、記念配当20円）

総額73,317,350円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 第2条（事業の目的）

業法改正に対応した文言修正を行うため、当社定款第2条第4号を「貨物運送取扱業」から「貨物利用運送業」に変更するものであります。

(2) 第15条（現行定款：株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、変更案：電子提供措置等）及び附則

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、古郡勝英、山下修一、増田裕人、嶋津清仁及び吉田大介の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、菊池正八州氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、松山佳弘氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任する監査等委員である取締役庵原敬吾氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	12,549	22	-	(注)1	可決 99.414
第2号議案 定款一部変更の件	12,565	6	-	(注)2	可決 99.541
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件					
古郡 勝英	12,565	6	-	(注)3	可決 99.541
山下 修一	12,565	6	-		可決 99.541
増田 裕人	12,565	6	-		可決 99.541
嶋津 清仁	12,565	6	-		可決 99.541
吉田 大介	12,565	6	-		可決 99.541
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12,563	8	-	(注)3	可決 99.525
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	12,563	8	-	(注)3	可決 99.525
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	12,547	24	-	(注)3	可決 99.398

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上